

遊女身請

かみつゝかねのあるほどとられんば後はかならず桶ふせと云れ、了意が浮世物語に、その外あ
 げ錢につまりて、桶ふせとなり云々、江戸土産咄、つひには吉原にて桶ふせになり、やうく友立
 のかげにてのがれかへり云々、箕山云、擧錢を負たる者をとらへて、入湯桶を打かぶせ、銀を受合
 する事なり、昔はたまさかに斯ることも有もやまけん、今は名目のみ有て、かやうの仕業はなし、
 當時は銀を負たる者の忍びて來るをみ付れば、とめて歸へさぬ廓法なり、萬治寛文には最早なきことなり
 【皇都午睡 三編中】極下の分は、深く其道をまらざれ共、咄にもき、痴情は推量にも書る物也、宵に
 お勤といふ折に出すのが邪魔だ、翌の事を延して、女郎にねだつて立ふりさせたり、それが出來
 ぬと翌朝友達の内へ無心の手紙、それも罅が明ぬ時は居残り奴質ヌシとして、物置納屋にほり入れ、
 とゞは始末屋とて、其人を引取り、身の廻をはいで取り、價に換て算用せられ、襦一ツでほり出さ
 るゝ也とぞ、

〔花街漫録 上〕同 雲〇 薄身請證文

證文之事

大文字樓藏

一其方抱之薄雲と申けいせい、未年季之内ニ御座候へ共、我等妻ニ致度色々申候所ニ無相違妻
 被下、其上衣類夜著蒲團手道具長持迄相添被下忝存候、則爲樽代、金子三百五拾兩、其方へ進申
 候、自今已後、御公儀様を御法度被爲仰付候、江戸御町中ばいた遊女出合御座鋪者不及申、道
 中茶屋はたごや左様成遊女がましき所ニ指置申間敷候、若左様之遊女所ニ指置申候と申も
 御座候ば、御公儀様江被上仰、如何様にも御懸り可被成候、其時一言之義申間敷候、右之薄雲
 若離別致候は、金子百兩ニ家屋鋪相添、隙出し可申候、爲後日仍證文如件、

元祿十三年辰ノ七月三日

貴主 源 六印

四郎左衛門殿

請人 平右衛門印